（その１）

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
○	○	○	○	○	○

※該当箇所に レ すること。

（ふりがな）　こばやしまさおこうえんかい

1　政治団体の名称　小林正夫後援会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－１－１
参議院議員会館４０６号室

3　代表者の氏名　小林　正夫

4　会計責任者の氏名　鹿島　繁文

5　平成　２９　年分

団体コード	1	2	2	0	1	1	0	9	2	0	0	1	2	0
前年繰越額	1，６３７，５００円													

事務担当者の氏名　小池ひろみ

電話番号　03－6550－0406

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　参議院議員 (現)・候
資金管理団体の届出をした者の氏名　小林　正夫

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　小林　正夫
公職の種類　参議院議員 (現)・候

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

2408

101750

受付 30.7.10 収支公開室 第　号

3284 号 30.5.31 東京都選挙管理委員会 事務局

(その２)

全国団体用

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	*1,637,500*
（前年からの繰越額）	*1,637,500*
（本年の収入額）	*0*
支　出　総　額	*499,719*
翌年への繰越額	*1,137,781*

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	*0*
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	*0*	
（うち特定寄附）	*0*	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	*0*	
(ウ) 政治団体からの寄附	*0*	
小　計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	*0*	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	*0*	
イ　政党匿名寄附	*0*	
合　計　（ア　＋　イ）	*0*	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　**経常経費**		
(1)　人件費	*0*	
(2)　光熱水費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*0*	
(4)　事務所費	*216,432*	
小計	*216,432*	
2　**政治活動費**		
(1)　組織活動費	*283,287*	
(2)　選挙関係費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*0*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*0*	
イ　宣伝事業費	*0*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　その他の事業費	*0*	
(4)　調査研究費	*0*	
(5)　寄附・交付金	*0*	
(6)　その他の経費	*0*	
小計	*283,287*	
合計	*499,719*	

全国団体用

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
政治資金監査報酬	216,000	29. 10. 20	税理士法人山﨑事務所	東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル1120	
この頁の小計	216,000				
その他の支出	432				
合計	216,432				

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（行事・会議費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
昼食代	39,150	29. 9. 12	株式会社レストランモア　代表取締役内田竹宣	東京都千代田区隼町4-1	
茶菓代	13,430	29. 9. 15	株式会社レストランモア　代表取締役内田竹宣	東京都千代田区隼町4-1	
この頁の小計	52,580				
その他の支出	0				
合計	52,580				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（会合費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会合	165,337	29. 6. 29	明治記念館	東京都港区元赤坂2-2-23	
会合	25,370	29. 10. 3	都市センターホテル　梅林	東京都千代田区平河町2-4-1	
会合	20,000	29. 11. 16	さかなや富ちゃん	東京都港区六本木6-8-28宮崎ビル1F	
この頁の小計	210,707				
その他の支出	10,000				
合計	220,707				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（渉外費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	10,000				
合計	10,000				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 5 月 31 日

政治団体の名称　小林正夫後援会

会計責任者の氏名　鹿島繁文　印

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成３０年５月２４日

小林正夫後援会
代表　小林　正夫　殿

登録政治資金監査人　山﨑布扶
登　録　番　号　第３０６５号
研修修了年月日　平成21年12月17日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、小林正夫後援会の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、十分な作業スペースを確保し円滑な政治資金監査を行うため、私の属する税理士法人山﨑事務所の主たる事務所（東京都港区新橋２丁目16番１号ニュー新橋ビル1131号室）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿等の関係書類が保存されていた。また、全ての支出について領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

小林正夫後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、小林正夫後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上